

## 平成26年度

### チーム医療推進事業

## 特定行為研修制度における手順書活用事業 募集要項

### 1. 事業の目的

- 特定行為（注1）に係る看護師の研修制度創設に係る法案が、平成26年通常国会に提出されたところである。本制度では、手順書は、医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として「患者の病状の範囲」及び「診療の補助の内容」その他の厚生労働省令で事項が定められているものとされている。

（注1）「特定行為」とは、診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものをいう。

- 本事業は、本事業において検討対象となる手順書例（注2）について各事業実施施設において、その安全性や記載内容の妥当性を検証し、厚生労働省に検証結果や検証の過程を報告する内容とする。

（注2）手順書例は、平成25年度「診療の補助における特定行為に係る医師の指示に基づくプロトコール試行事業」において事業実施施設から提出された手順書をもとに作成したものを、平成26年度事業実施施設に別途提示する。

- 本事業で報告された内容は、今後、厚生労働省に設置される審議会において特定行為の選定や、手順書に記載する事項について検討する際の参考とする。

### 2. 事業内容

#### （1）実施期間

- 事業者選定後から平成26年8月15日までとする。

#### （2）実施内容

- 厚生労働省は、応募のあった施設の中から、3.（2）選定基準で定められた

選定基準に従い、委託施設を選定する。

- 当該事業に申請を希望する施設は、本事業を実施する看護師（以下、対象看護師とする。）及び対象とする行為（以下、対象行為とする。）を選定する。
- 対象行為は、平成 25 年 10 月 29 日にチーム医療推進会議（第 20 回）において特定行為（案）として整理されたものとする。（具体的な対象行為の内容については別添を参照）。
- 対象看護師は、医師の指示の下、検討対象となる手順書例により、患者の病状の範囲の確認を行い、確認した内容について医師に報告し、その内容について医師に確認を受けた後、対象行為を実施するとともに病状の範囲の確認内容の妥当性と安全性を検討し、記録する。
- 委託施設は、対象看護師が行った患者の病状の範囲の確認内容の妥当性や安全性に係る情報や、検討対象となる手順書例に記載すべき内容に関する情報、検討対象となる手順書例の修正の過程、検討対象となる手順書例の活用時の取り決め事項、工夫、修正した検討対象となる手順書例等を、厚生労働省に提出する。
- 対象行為が安全に実施されるよう、担当医は事前に対象看護師の当該行為に係る習得度を確認し、必要に応じて指導を行う。
- 管理責任者は、本事業の実施状況について、担当医及び対象看護師から随時聴取し、確認する。

### （3）報告書類

- 委託施設は、本事業の実施状況について、終了時（平成 26 年 8 月 15 日）に報告書を提出すること。
- 委託施設は、上記に関わらず、厚生労働省の求めに応じて必要な資料を提出すること。

## **3. 実施施設の選定について**

### （1）選定方法

- 厚生労働省は応募施設について、「（2）選定基準」に照らし、書面によって内容を確認し、実施施設を選定する。

## (2) 選定基準

- 医療福祉施設（病院、診療所、訪問看護事業所、介護関係施設等）であること。

※訪問看護事業所、介護関係施設等においては、医療機関との連携がとれていること。

- 本事業の実施に当たって、事業の進捗管理や提出書類作成管理等、事業全般に係る管理責任者を選定していること。
- 医師の指示の下、検討対象となる手順書例により対象行為を行おうとする看護師による患者の病状の範囲の確認内容について、医師や関係職種と共に検討する体制が十分に整っていること。
- 対象看護師については、当該看護師の実施する対象行為に関連した外部・院内研修などの研修受講歴等を確認の上、選定されていること。
- 対象行為として申請する検討対象となる手順書例の検証が可能であるだけの症例数が見込めること。
- 厚生労働省に対して平成26年8月15日までの事業成果（※）を報告するための具体的かつ実現可能な事業計画が立てられていること。

### ※事業成果

- ・ 対象看護師が行った患者の病状の範囲の確認内容の妥当性等に係る情報
  - ・ 検討対象となる手順書例に記載すべき内容に関する情報
  - ・ 検討対象となる手順書例の修正の過程
  - ・ 検討対象となる手順書例の活用時の取り決め事項、工夫
  - ・ 修正された検討対象となる手順書例
- 申請施設が多数の場合、対象行為の検証可能な症例数等を勘案し、実施施設の選定数を調整する場合がある。

## **4. 本事業に係る委託費の交付について**

- 本事業の委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第2

55号)及び厚生省厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年<sup>厚生省</sup>令第6号)の規定によるほか、別に定める「平成26年度チーム医療推進事業(特定行為研修制度における手順書活用事業)委託費交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の定めるところによる。

- 本事業に係る委託費の交付については、630千円を基準額(上限額)とする。  
なお、委託費の内容は、研修事業の実施に必要な経費(給与費(当該事業に従事した分に限る。))、報償費(謝金)、賃金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(雑役務費))に限る。

## **5. 応募施設に関する諸条件**

- 本事業の応募者(以下、「応募施設」という。)は、次の条件を全て満たす施設であることとする。
  - (1) 本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する施設であること。
  - (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に管理能力を有すること。
  - (3) 日本に拠点を有していること。
  - (4) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
  - (5) 予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

## **6. 応募方法等**

- 応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

- ① 提出期間

平成26年4月23日(水)～平成26年5月13日(火)17時  
※必着

- ② 提出先及び問い合わせ先

提出先：厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

電子メール [proto-ns@mhlw.go.jp](mailto:proto-ns@mhlw.go.jp) あて

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「平成26年度 特定行為研修制度における手順書活用事業計画書在中」と朱書きで記載すること。

(郵送先)〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

問い合わせ先：厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

TEL : 03-5253-1111 (内線4175)

FAX : 03-3591-9073

※ 問い合わせは、平日の午前9時30分から午後17時30分（正午～午後1時を除く）とする。

③ 提出書類

i 申請書（所定様式）

ii 特定行為研修制度における手順書活用事業計画書（申請書別添）

iii 実施体制（申請書別添）

※ 委託施設は、選定後に選定基準に係る申請内容の変更が生じた場合は、変更内容を届け出ること。

(別添)

行為名 ※すべての特定行為は医師又は歯科医師の指示の下に行うものである。
直接動脈穿刺による採血
気管カニューレの交換
経口・経鼻気管挿管チューブの位置調節
経口・経鼻気管挿管の実施
経口・経鼻気管挿管チューブの抜管
人工呼吸器モードの設定条件の変更
人工呼吸管理下の鎮静管理
人工呼吸器装着中の患者のウィーニングの実施
NPPV(非侵襲的陽圧換気療法)モードの設定条件の変更
褥瘡の血流のない壊死組織のシャープデブリードマン
創傷の陰圧閉鎖療法の実施
橈骨動脈ラインの確保
PICC(末梢静脈挿入式静脈カテーテル)挿入
中心静脈カテーテルの抜去
腹腔ドレーン抜去(腹腔穿刺後の抜針含む)
胸腔ドレーン抜去
胸腔ドレーン低圧持続吸引中の吸引圧の設定・変更
心嚢ドレーン抜去
創部ドレーン抜去
「一時的ペースメーカー」の操作・管理
「一時的ペースメーカーリード」の抜去
PCPS(経皮的心肺補助装置)等補助循環の操作・管理
大動脈内バルーンパンピング 離脱のための補助頻度の調整
胃ろう・腸ろうチューブ、胃ろうボタンの交換
膀胱ろうカテーテルの交換
病態に応じたインスリン投与量の調整
脱水の程度の判断と輸液による補正
急性血液浄化に係る透析・透析濾過装置の操作・管理
持続点滴投与中薬剤(降圧剤)の病態に応じた調整
持続点滴投与中薬剤(K、Cl、Na)の病態に応じた調整
持続点滴投与中薬剤(カテコラミン)の病態に応じた調整
持続点滴投与中薬剤(利尿剤)の病態に応じた調整
持続点滴投与中薬剤(高カロリー輸液)の病態に応じた調整

**行為名** ※すべての特定行為は医師又は歯科医師の指示の下に行うものである。

臨時薬剤(抗けいれん剤)の投与

臨時薬剤(抗精神病薬)の投与

臨時薬剤(抗不安薬)の投与

臨時薬剤(感染徴候時の薬物)の投与

持続点滴投与中薬剤(糖質輸液、電解質輸液)の病態に応じた調整

抗癌剤等の皮膚漏出時のステロイド薬の調整・局所注射の実施

硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与、投与量の調整

褥瘡・慢性創傷における腐骨除去